

はままつ起業家カフェ運営協議会

# 令和8年度 ものづくり創業支援補助金のご案内

はままつ起業家カフェでは、事業者数が減少傾向にあるものづくりに関係する事業者の増加を促進するために、浜松市内で新たにものづくりに係る創業を行う者を対象に、設備費等の経費の一部を補助します。



## 1. 補助対象者

次の要件を全て満たしていること

(1) 次のいずれかの要件を満たす者

- ① 令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に、市内で中小企業者として初めて創業した個人
- ② 市内で中小企業者として初めて創業し、創業後5年を経過していない個人または開業後5年未満であった者が代表者である法人

(2) 下表の補助対象業種を営んでいる者

(3) 開業または法人設立の日までに浜松市特定創業支援等事業により支援を受けた者またはその者が代表者である法人

(4) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた者またはその者が代表者である法人

(5) 個人にあっては住民登録が、また法人にあっては法人の本店登記が市内であること。

(6) 市税の滞納が無い者

※個人事業として創業し、その後法人を設立した者は、個人事業の開業から通算して5年を経過していないことが必要。

※中小企業者であり、みなし大企業に該当しないことが必要。

※創業時に既に別の法人の代表権を持つ者や別の個人事業を開業済みの者を除く。

### 【補助対象業種】

区分	対象業種
製造業	食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く。）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業（別掲を除く。）、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
情報通信業	情報サービス業、インターネット附随サービス業、

1 区分・対象業種は日本標準産業分類による。

2 ものを製造して販売する場合、「製造して事業者に卸している場合」と、「製造して店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合」は製造業とする。「製造して製造と同じ場所にある販売施設で消費者に販売している場合」は小売業や飲食サービス業とし、製造業には該当しない。（例：飲食店は食品製造業ではなく、飲食サービス業として対象外。）

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を除く。

4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が営む事業を除く。

## 2. 補助対象経費

単価が30万円以上（税抜き）の機械装置、工具器具、分析装置、専用ソフトウェアの購入・設置、製作等に要する経費

※汎用性があり、本補助事業のみに用途を特定できないもの（例えば、事務用のパソコン、机、椅子、棚、プリンタ、自動車等車両、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費及び中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費は対象外とします。

※原則、2社以上の販売業者から見積を取得してください。中古品の購入には必ず2社以上の見積もりが必要です。（中古品は同じものがないことが考えられるので同等品の見積りでも可）。中古品の修理費は補助対象外とします。

## 3. 補助対象期間

開業日の1年前から令和9年2月28日まで

※補助対象内に見積、納品、請求、支払いが完了する必要があります。現金、振込、クレジットカード決済が対象

## 4. 補助金額

補助率：補助対象経費の1/2以内 補助限度額：50万円

（予算の範囲内において、申請書の受付順で審査し補助金を交付します。予算がなくなり次第受付を終了します。）

【はままつ起業家カフェとは】 浜松市、（公財）浜松地域イノベーション推進機構、浜松商工会議所の3支援機関の協同により、浜松商工会議所に設置するはままつスタートアップの創業支援総合窓口です。

## 5. 申請スケジュール

### (1) 【浜松市の特定創業支援等事業による支援】

浜松市内の創業支援機関から、1月以上にわたって4回以上支援を受けることが必要です。

※支援及び証明書の交付に時間を要しますので、並行して創業の準備日を進めてください。

※個人にあっては事業主が、法人にあっては代表者が支援を受けることが必要です。

### (2) 【証明書の交付】

証明書を申請し、交付を受けてください。申請窓口：浜松市産業振興課（はままつ起業家カフェ内）

※申請から交付まで10日間程度を要します。開業日までに支援を受けることが必要です。

### (3) 【事前相談】

創業準備と並行して、物品の購入前にははままつ起業家カフェで対象業種や購入品・購入方法、提出書類などを事前に確認・相談してください。

※事前相談は受付ではありません。申請書類が提出・受理された時点で受付となります。

### (4) 【対象物品の購入】

対象物品を購入してください。購入の際は、事前に2社以上の見積書を徴求し、適正な価格で購入してください。見積書、納品書、請求書、領収書は必ず保管してください。

### (5) 【補助金の申請】

補助金の交付に必要な申請書類を、はままつ起業家カフェに直接提出してください。

申請書は、はままつ起業家カフェで配布していますが、ホームページからもダウンロード可能です。

締切：令和9年3月5日 19時00分

※受付順で審査して交付します。予算が無くなり次第終了しますので、事前にご確認ください。

#### <提出書類>

##### 《申請者が法人・個人共通》

□補助金交付申請書 1部

□補助対象経費の支払いを証明する書類 各1部

・見積書(原則2社以上)・請求書・領収書等のコピーを提出してください。

□市税の納税証明書 1部 窓口…市役所、区役所、行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンター等

ア 申請者が個人の場合

・事業主個人の市税の納税証明書(令和7年度課税分。6月以降は、令和7年度分と令和8年度分)

イ 申請者が法人の場合

・すべての市税の納付期限が未到来の法人

→代表者個人の市税の納税証明書(令和7年度課税分。6月以降は、令和7年度分と令和8年度分)

・すでに市税の納付がある法人→法人市税の納税証明書

□特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明 1部

個人にあっては事業主が、法人にあっては代表者本人が開業日までに支援を終了していることが必要です。

窓口…浜松市産業振興課 創業支援担当（はままつ起業家カフェ）

##### 《申請者が法人の場合》

□登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 1部 窓口…法務局

・申請時点で発行後3か月以内のものを提出してください。(コピー不可)

□法人設立(変更)等届出書(控)のコピー 1部

・法人設立後に浜松市へ提出した届出書(受付印押印済みのもの)のコピーを提出して下さい。

窓口…浜松市財務部市民税課 法人担当(浜松市元目分庁舎(中央区元目町120-1))

□個人事業の開業・廃業等届出書(控)のコピー(法人成りした場合のみ) 各1部

・個人開業及び廃業時に、税務署に提出した届出書控えのコピーを提出してください。

※電子申請により届け出た場合は、受信通知等、受付されたことが確認できる通知も添付してください。

##### 《申請者が個人の場合》

□住民票の写し 1部

※申請者が浜松市民であること。申請時点で発行後3か月以内のものを提出してください。(コピー不可)

窓口…市役所、区役所、行政センター、支所、協働センター(一部を除く)、市民サービスセンター等

□個人事業の開業・廃業等届出書(控)のコピー 1部

・個人開業時に、税務署に提出した届出書の控えのコピーを提出してください。

※電子申請により届け出た場合は、受信通知等、受付されたことが確認できる通知も添付してください。

### (6) 【審査】→【交付決定】→【請求】→【補助金支払】

受付後に審査を行います。職員が事業所を訪問し、購入した備品等を確認します。交付を決定した者には、交付決定通知書と補助金申請書の用紙を送付します。(申請から1か月程度時間を要します。)交付決定通知書に基づき補助金請求書を提出してください。指定された口座に補助金を入金します。

### (7) 【実績報告】

補助金の交付を受けた者は事業の状況について、照会・報告をお願いします。

#### 【事務局】

##### はままつ起業家カフェ

〒432-8036 浜松市中央区東伊場二丁目-7-1 浜松商工会議所会館1階

電話 053-525-9745 FAX 053-525-9746

E-mail: sogyo@hama-cafe.jp HP: <https://www.hamamatsu-startup.com>